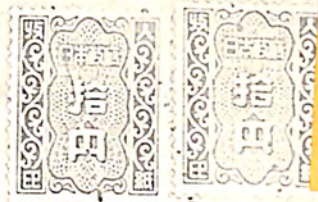


54



昭和三十年十月二十二日

原告

下田 隆一

被告

国

右代表者法務大臣

花村 四郎

被告指定代理人

東京都港区赤坂一番地赤坂離宮内法務省訟務局

第一課長

堀内 恒雄

訟務局付検事

滝田 薫

法務事務官

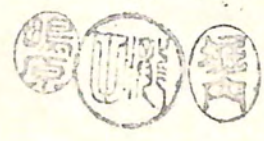
嶋原 久男

東京地方裁判所民事第二十四部

御中

答弁書

答弁書



請求の趣旨に対する答弁

原告等の請求を棄却する

訴訟費用は原告等の負担とする

との判決を求める

請求の原因に対する答弁

第一項ないし第六項 原告等主張の日時、米軍航空機がそれぞれ広島及び長崎の上空に潜入し、いわゆる原子爆弾を投下し、その炸裂の結果多数人を殺傷せしめたことは認めらるが、その被害結果が原告等主張のとおりであること及び原子爆弾の性能等については知らない。

昭和二十三年五月に経済安定本部が調査した結果によれば、被害のうち軍関係を除く死傷者数は、別表のとおりである。

第七項、第八項 昭和二十年八月六日頃国際放送においてトルーマン大統領が原子爆

弾を投下したことは争わないが、その余の事実を知らない。

第九項ないし第十一項 争う。

第十二項ないし第十五項 被告に原告等に対し補償義務又は損害賠償の義務のあるこ

とは否認する。

第十六項 知らない。

第十七項 争う。

### 被告の主張

第一、原子爆弾の使用が原告等の主張されるように国際法に違反する違法なものであることは直ちに断定できないと考える。

原子兵器は、原告等の主張されるとおり、それが広島に使用されるまで世界の人類によつて未だ一般に知られなかつたものであるから、その当時原子兵器使用の規制について実定国際法が存しなかつたことは当然であるし、また、現在においてもこれに關する国際的合意は成立していない。従つてかゝる意味の国際法違反という問題は起り得ないことはいつまでもない。しかして、原告等は、海牙陸戦法規その他告示の条

和条約第一九条の規定は、原告等の有する請求権と何等の関連を持つものではないか  
う、これは、その主張自体から失当であることは明らかといわねばならない。

なお、原告等の有する請求権なるものが、裁判外及び裁判上行使実現し難きものであることは、平和条約第一九条の規定の存否にか、わりないものであることは、前述したところから明かであると思うから、平和条約第一九条の規定によつて初めて実現し難き状態に陥つたものといふことはできないと考える。

第四、次に原告等主張の請求権があると仮定して、平和条約第一九条の規定によりこれらの請求権が放棄されたものとしても、左記の理由から原告等は被告に対し補償請求権を有するものといふことはできないと考える。

一、すでに述べたとおり、原告等の請求権なるものが、法律以前の抽象的觀念にすぎず、しかも敗戦国の側からは講和に際して当然に放棄さるべき宿命を担うものにならざる以上、これが憲法にいう財産権に該当しないことは多言を要しない。

二、憲法第一九条は、国が私有財産を公衆のために没する場合には正当の補償をなす

べき旨を規定しているか、これによつて國民に直ちに具体的補償請求権が発生するわけではなく、國民が國に対して具体的補償請求権を有するのは、当該事項に關する法令にその具体的な規定が設けられて始めて然るのである。いい換へれば、憲法は、國が公共のために私有財産を使用または収用する場合には、その法令にこれに対する補償措置を具体的に規定すべきことを命じているにすぎないのであつて、憲法が直ちに國民に対して具体的請求権を賦与しているものではない。従つて法令が補償措置を設けずに私有財産権を使用収用し得ることを定めたとしても、その法令が違憲無効とされることはあつても、使用収用を受けた國民の側から直ちに憲法に基きいて國に損失補償を請求することは許されないと考える。

従つて、本件においても、原告等が条約と憲法とに基きいて直ちに國に対し補償を請求することは許されないとわねばならない。

第五、原告等は、國家賠償法第一条の規定によつて、被告に対し賠償請求権を有すると主張されているが、これも次の理由によつて失当であると考える。

一、すでに述べたとおり、原告等の有する請求権なるものは、何等権利たるに似しない、抽象的觀念であるにすぎず、しかも敗戦国側からは、講和に際して当然に放棄するべき宿命を担っていたものにすぎないから、吉田首相をはじめとする日本全権団が平和条約に調印したことをもつて、権利侵害なりと主張することはできない。

二、平和条約は、昭和二十六年九月八日サンフランシスコにおいて我國とアメリカその他の連合国との間に調印され、同年十月十日召集の第十二国会において承認されたものである。従つて、仮に平和条約の内容に國內法体系の見地からみてこれにぞぐわぬいしものがあるとしても、条約そのものを違法とすることはできないのであるから、成立した条約が適法有効なものであるかぎり、その条約の締結行為をもつて違法視することはできないと思う。これは有効な法律が成立すれば、この法律により個人の権利ないし利益が左右されることはあつても、この法律を成立せしめた立法行為自体を違法と評価することは論理上許されないことと異ならないからである。しかも、平和条約の調印において、敗戦国側全權団に許される交渉の余地が極りて

限局されたものであるのが常であること及び従来の講和条約の先例等に徴すれば、  
本件の如き請求権の放棄に關する条項を含む平和条約に対し、日本の全権団が調印  
したことを妥当を欠くものといひ得ないことも明らかであると思う。よつて、この  
調印の不法を前提とする原告等の賠償の請求は失当といわねばならない。

第六、従来の戦争において世界の何人も経験したことのなかつた原子爆弾の炸裂の下に  
置かれた人達に対しては、被告は深甚の同情を惜しむものではないが、これらの人達  
に対する慰藉の途は、他の一般戦争被害者に対するそれとの均衡や国の財政の状況等  
を勘案して決定されなければならない。そしてかかる措置を立法上又は財政上請すべ  
きか否かは法律問題でなくて政治問題に外ならない。従つて、立法上かかる措置の  
とられていない現在においては、被告は原告等に対し補償又は賠償をなすべき義務は  
ないと考えるものである。

附 屬 書 類

答弁書副本

別表

長崎市	広島市	被害地
二七〇、〇六三人 (昭和九年人口)	三三六、四八三人 (昭和九年人口)	被害前の人口
死者 傷者	死者 傷者	死
二、三七五三人 四、一八四七人	七、八一五〇人 五、一四〇八人	傷者

昭和九年三月三十一日現在